

特定在宅被疑者弁護援助制度をご利用ください!



刑事事件は、「逮捕」される場合だけでなく、自宅での生活を続けながら警察などに呼び出されて取調べを受け、刑事処分を科される場合もあります（「在宅事件」といいます。）。この在宅事件には、国選弁護制度がなく、これまで自費で弁護人を頼む以外の方法がありませんでした。そこで、愛知県弁護士会は、このような方が弁護人を頼みやすい制度を創設しました。本制度は、弁護人を頼む費用を弁護士会が立て替える制度です。

【基本額】 8万円（弁護士報酬7万円、実費1万円）

※事件終了時に資力が回復していない等の事情があれば、償還の免除申請が可能です。

対象となる方

高齢の方（概ね65歳以上）
障害のある方
少年 等



警察から既に取調べを受けた
または
警察から呼び出されている



経済的余裕のない方
（概ね流動資産50万円以下）

相談方法

知り合いの弁護士がいる場合、その弁護士にご相談ください。

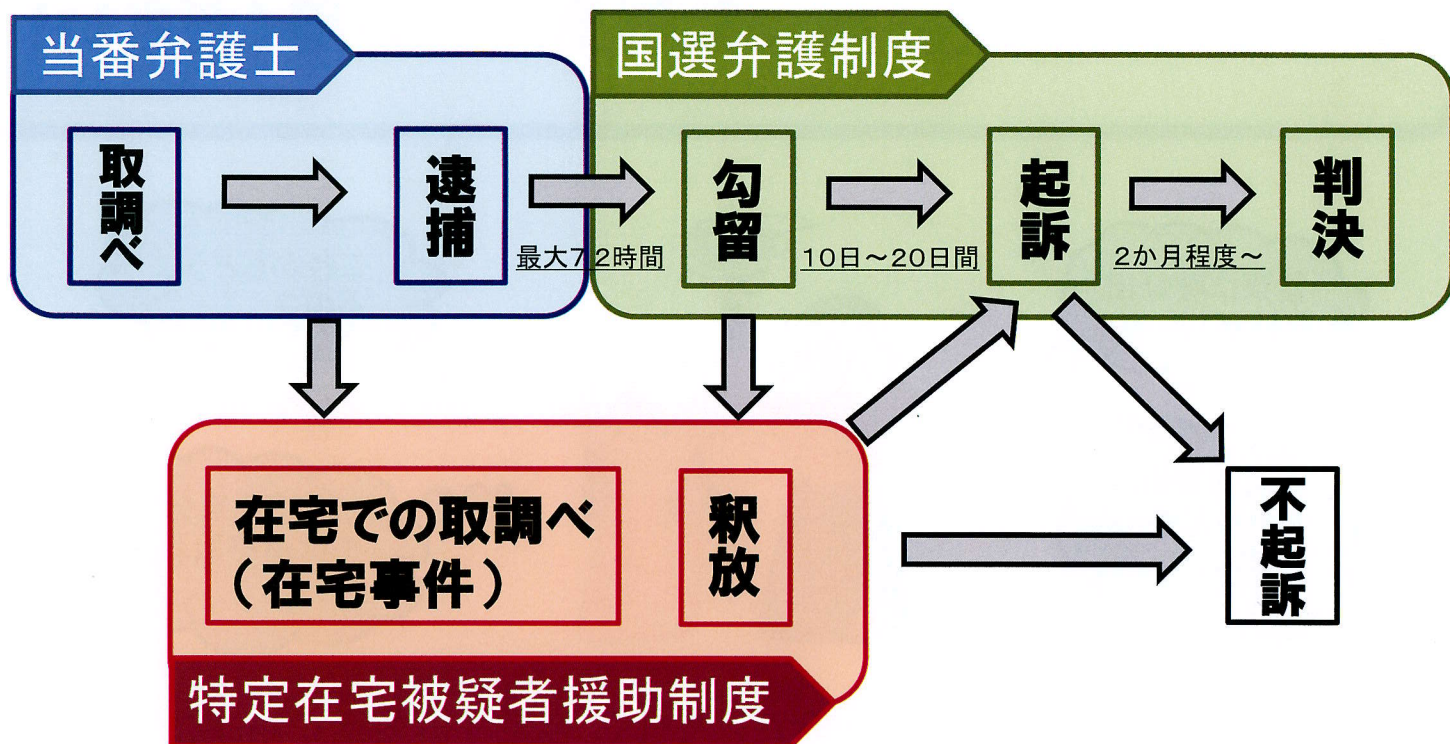
知り合いの弁護士がいない場合、弁護士会に「当番弁護士」との面談相談をご依頼ください。

【平日 9:00～17:00】

TEL 052-203-1651

※詳細は裏面をご確認ください

刑事手続きと各制度の関係



要件を満たす方は、当番弁護士に引き続き、特定在宅被疑者援助制度による弁護人の援助が受けられます

当番弁護士とは

逮捕された場合のほか、刑事訴追を受けるおそれのある方のために、弁護士が無料(原則1回)で面談等の方法により助言を行う制度です。ご本人を支援している福祉関係者の方でも依頼することができます。

当番弁護士ご利用の流れ

① 弁護士会の受付電話へのご連絡(当番弁護士のご依頼)

受付担当者が必要な情報をお聞きします。弁護士会が、当番弁護士に対応する名簿の登載者の中から当番弁護士を指名します。



② 当番弁護士からのご連絡

お聞きしたご連絡先に当番弁護士から速やかにご連絡させていただきます。打合せの日時、場所、方法は、連絡した当番弁護士と相談してください。



③ 打合せの実施

②で定めた日時に、適切な方法で打合せを行います。